

映画の盗撮の防止に関する法律案(衆第二六号)(衆議院提出)要旨

本法律案は、映画の盗撮により作成された海賊版ソフトが多数流通し、映画産業に多大な被害が発生していることにかんがみ、映画の盗撮を防止するために必要な措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、定義

映画の盗撮とは、映画館等において観衆から料金を受けて上映が行われる映画(無料試写会を含む。)の影像の録画又は音声の録音をすることをいう。

二、映画産業関係事業者による映画の盗撮の防止

興行主その他映画産業の関係事業者は、映画の盗撮を防止するための措置を講ずるよう努めなければならない。

三、著作権法の特例

1 映画の盗撮については、著作権法第三十条第一項の私的使用のための複製を認める規定を適用しない

こととする。

2 前項の規定は、最初に日本国内の映画館等において有料上映が行われた日から起算して八月を経過した映画の盗撮については適用しない。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。